



令和2年6月4日

文責 猪口 正亮

## 三河小 学校生活ガイドライン

安心安全メールへのご協力、いつもありがとうございます。保護者の皆様からのあたたかい労いの言葉に、職員一同元気をいただいております。

その中に、いくつかご質問がありました。そこで、三河小で今、子どもたちと職員で取り組んでいることをお知らせいたします。当面(7月頃まで)は、以下のことに留意した学校生活となります。やや窮屈で不便さを感じることもあるかと思いますが、取組の意味も伝えていきます。ご家庭でもお声かけをお願いいたします。

### 【朝】

～文部科学省衛生管理マニュアルを参考に～

- 登下校時は、**1 m程度はなれて**歩く。
- 学校に着いたら、**手洗いまたはアルコール消毒**をする。
- 担任の先生に**健康チェックカード**を提出する。

### 【マスク・手洗い・距離】

- 常に**マスク**を着け、飛沫の拡散を防ぐ。  
※**体育の学習**や**外遊び**・**登下校**の際は、十分な距離をとってマスクをはずす。
- 外から教室に入るとき、給食前、トイレの後等、**ていねいに手洗い**をする。
- 手洗い場は**隣との間隔を空けて**(水道を一つとばして)使用する。
- 図書館での本の貸借、手洗いやトイレなど並ぶときには**1 m程度距離**とる。
- 握手やハイタッチなど、**直接触れ合う動作**はしない。

### 【教室・体育館等の室内での活動】

- 出入り口や窓を開放し、**常に換気**に努める
- 授業は、全員**黒板の方を向く形**で行う。(グループ学習は行わない。)
- 近距離での会話**や**大声での発声**は控える。
- 子ども同士での**学習用具の貸し借り**は行わない。
- 狭い空間や密閉状態での**歌唱指導、調理等の実習**は行わない。
- 鍵盤ハーモニカ**や**リコーダー**は使用しない。



### 【屋外での活動】

- 十分な距離をとって、**マスクをはずして活動**する。
- 走るときは同じ方向**で、2 m程度の間隔を開ける。
- 密集**する運動や近距離で組み合ったり**接触**したりする運動は行わない。
- 水泳の学習**は、同様に密集・密接に配慮して行う。(学年ごとで)
- 職員はマスクを着け、**電子ホイッスル**等を使って指導する。

### 【給食】

- ご飯等のつぎ分け**は、職員を中心に行う。
- 配膳はセルフ方式**。(自分のおぼんに自分の物だけをとって自分の席に運ぶ。)
- 食べる時に**はずしたマスク**は、自分の用意した袋に入れる。
- 全員黒板の方を向く形で、**静かに食べる**。
- 飛沫の拡散防止のため、**歯磨き・うがいは行わない**。

### 【その他】

- 全校集会**や2学年以上集まった集会等は、行わない。  
※**避難訓練**等、**換気**等の感染予防に留意し、**短時間**で行うものはある。

## ☆ 6月の主な行事☆

- 1日(月) 発育測定③1年④4年 教育相談週間(～5日)
- 2日(火) 発育測定②2年④6年
- 3日(水) 避難訓練(朝活) 委員会活動⑥
- 4日(木) 発育測定②5年 ④3の1
- 5日(金) 発育測定④3の2
- 8日(月) 1年保護者来校面談(～12日)
- 9日(火) 交通安全教室②2年③1年④5年⑤3の1⑥3の2
- 10日(水) 交通安全教室③6年④4年 安全会議(朝活)
- 15日(月) 1年午後の授業開始
- 16日(火) プール掃除⑤5年⑥6年
- 18日(木) 集団下校 全学年15:10下校
- 19日(金) いじめに関するアンケート
- 24日(水) プール開き②1・3年③2・4年
- 25日(木) プール開き②5年③6年

1年生の下校時刻は  
学級によりで  
ご確認ください。



### ☆通常の登校時間(学校に着く時間帯)

7:30～8:10 ※始業時刻8:20

### ☆基本的な下校時刻(変更がある場合があります。学級によりご確認ください。)

	月	火	水	木	金
1年	14:30	15:20	14:30	15:10	15:20
2年	15:20	<u>16:10</u>	15:20	15:10	15:20
3年	16:10	16:10	<u>15:20</u>	15:10	16:10
4・5・6年	16:10	16:10	16:10	15:10	16:10

### 《保護者の皆様へ》

学校での新しい生活の仕方は、感染を拡大させない取組です。ご家庭でも、取組の意味と次の点をお子さんにご指導ください。

- 帰宅後や休日も、学校と同じように密閉・密集・密接を避ける行動をとること。
- 放課後や休日に友達と遊ぶときは、家には上らず屋外で遊ぶこと。
- 感染者や濃厚接触者、医療や生活を支える仕事に従事されている方とその家族への誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。